

第5回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年11月14日（水）13：08～14：48

場 所 議事堂6階601特別委員会室

出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員10名

資 料 第5回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書

資料1 大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する三重県議会指針（前半修正後案）

資料2 他団体における先行事例（抜粋）及び三重県議会指針（素案）

中嶋座長：只今から、第5回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催いたします。

はじめに、午前中の全員協議会でも聞いていただいたとおり、廣耕太郎副座長の方から、副座長の辞任願が提出されましたので、この取扱いについてお諮りをしたいと思います。廣耕太郎副座長の辞任を許可することにご異議はございませんでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：異議なしということで、廣耕太郎副座長の辞任を許可することに決定いたしました。

（廣耕太郎委員 入室）

中嶋座長：副座長の辞任に伴い空席となっております副座長の互選ですが、互選の方法は当初、座長からの指名推選でさせていただいたんですが、その方法でよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：では、私の方から指名させていただきますので、ご異議ございませんか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：では、ご異議なしと認め、藤根正典委員を副座長に指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ご異議なしと認めます。よって、藤根正典委員が副座長に当選されました。当選されました藤根副座長、就任のご挨拶を。

藤根副座長：只今副座長にご指名いただきました藤根です。この検討会の議論が最後まできちっと進みますように頑張らせていただきますので、座長を補佐して頑張らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

(委員 拍手)

中嶋座長：では、副座長席の方へご移動をお願いします。

(藤根副座長、副座長席に着席)

中嶋座長：それでは本日の協議に入らせていただきます。本日の進め方でございますけれども、前回の検討会で、本県議会における緊急事態発生時の行動指針(素案)の前半部分をご協議いただきました。この前半部分の意見を反映させた修正後の案をまず確認していただきたいと思います。資料1をご覧ください。資料1に基づきまして、事務局の方から説明してもらいます。

(事務局 資料1 説明)

中嶋座長：今、ご説明いただいたとおり前回の意見を踏まえまして、このような修正後(案)にさせていただいたところでございますが、ご意見等いかがでしょうか。ありましたらお願いします。

全 員：意見なし。

中嶋座長：これから、今日後半部分をやらせていただいて、明日から県外調査も行って、各会派でも議論をしていただくこととなりますので、これで完全に出来上がったというわけじゃなくて、今時点で、これで進めさせていただくということによろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ではそのようにさせていただきます。それでは次に指針の後半部分の、議会の災害組織、事務局の災害組織、情報共有、災害対策本部から議員への情報伝達、議員から災害対策本部への情報伝達、最後の運用・見直し、それぞれについて前回同様、先進的な市、県の取組を説明した後、三重県の指針(案)を説明するという方法で進めていきたいと思っております。まずは、議会の災害組織のことについて

の説明を事務局お願いします。

(事務局 資料2 - 議会の災害組織 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。ちょっと補足しますと、今の構成員の現行のところですけども、この代表者会議は5弱以上の地震が発生した後、5日目の午後1時に自動招集されるというのが、今、代表者会議となっていて、代表者会議を現行の形として挙げさせてもらっているところです。これについて皆さんぜひご意見を伺いたいんですが如何でしょうか。

廣 委員：やっぱり5日後というのはちょっと遅いんじゃないかなというような、私は感じがしております。それは災害の大きさ等、または被害等によっても変わってこようかと思えますけども、他のところも見てもやっぱり翌々日等になっておりますので、もう少し早い方がいいのかなというのが私の意見です。

中嶋座長：ありがとうございます。今、自動招集の話があったんですが、招集する組織自体のことについては如何でしょうか。例えば、岩手県のように全議員が入っている組織があって、その下に調整会議という二重構造にしている県もありますし、代表者会議のように議会の代表者だけ集めて、あとは各会派が各議員にその状況を共有しながらというやり方もあるみたいですし、どちらの方法がいいのか。これ、それぞれメリット、デメリットというのは事務局は確認していないですか。

西塔調整監：すみません、そこまで確認できていないです。

中嶋座長：県外調査のテーマのひとつにもなるかとは思いますが。

中森委員：わかりやすくしておくというのと、せっかく今あるのは一応それなりに落ち着いているというんですか、安定しているわけで、それを大切にしたいなという気持ちもありますし。これで、もう少し検討していただいて、代表者会議では不十分なところを補うということは必要ではないかなと。もし不十分なところがあればね。そこがちょっと気になるところですけど。

中嶋座長：わかりやすく他の常設の組織と類似のもので、現行の代表者会議でいいんじゃないかと。足りないところがあれば加えたらというご意見ですね。ほかはいかがでしょうか。

倉本委員：中森委員がおっしゃったような代表者会議でも悪くはないと思うんですけど、ただちょっと気になるのは、私ども少数会派は代表者会議

に入っておりませんので、そうすると、今ですと正副議長とか、あるいは事務局とかにお世話になりながら情報を伝達してもらおうという作業が一工程増えてしまうので、緊急時にそういうことをするのが果たして効率的なのかという気が若干しています。ただ全議員が集まるといって煩雑になってしまいますし、まとまり感もなくなってくるので、ある程度メンバーを絞るといことは大切なんでしょうけど、会議をやって、それをきちんと伝達できる仕組みというのが同時に必要なのかなというふうに思います。事務局をかませるとか、そういう複雑なというか、ワンクッション入ったようなところが残ってしまうと、やや不安を感じるなというのには私があります。

岡野委員：先ほど倉本委員からありましたけれども、現行では代表者会議そのものが5人以上ということになっていますので、やっぱりそれはもう少し考えなきゃいけないことかなとは思っています。5人未満の会派の扱いをどのようにするかというところで、組織をどう作っていくかというところにかかってくるのかなというふうに思うんです。だから必ずしも代表者会議に固執しなくてもいいんじゃないかなとは思いますが。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

津村委員：私も倉本委員であったり、岡野委員と同じなんですが、やはり、今現状で10会派あるわけですので、現行の代表者会議だけということ、もちろんみなさんが共有するという面においてはなかなか難しいものもありますし、例えば、私たち新政みえとしても、じゃあそれぞれの議員のそれぞれの地域の事情を把握して代表者会議に臨めるわけでもないのかなというふうに思いますと、やっぱり現行の代表者会議というのでも、地域の現状を共有するというのも、なかなか。県の方からの情報をもろうという面においては各会派から1人でもいいのかなと思うんですけど、地域の実情とかも踏まえた中での対策なりを考えていこうとするのであれば、もう少し人数という意味においても、増やしていく方がより共有し合えるのではないかなというふうに。だからと言ってどの枠組みがいいのかってすぐには思い浮かばないんですけど、という意見です。

中嶋座長：情報を全ての議員に提供することだとか、議員の現地からの情報を収集することについては、後ほどの情報共有とか、 の災対本部から議員、議員から災対本部という情報伝達の方法はそこで議論したいと思います。情報伝達の話ではなくて、所掌事務を議論する場というのかな、その観点からちょっと考えていただくとどうかなと。ちょ

っと今話が混ざっているような感じがしましたもので。それで如何ですか。

中森委員：少数会派のことをご心配しているという意見というふうに今感じておりましたけども、とりあえず、そういう伝達というのは後の問題で、非常に重要なポイントですので、連絡網とか、必要にきちっと情報を伝えることが後の議論でする必要があると思うんです。とりあえず、最初に災害について議会としての組織を作るということですので、わかりやすく、今までのまとめていく重要な会議が代表者会議というふうに位置づけられておりますので、これは代表者会議を中心にやっていただくと。心配な点は、被災地というのは災害の場合は県内全体が被災する場合もあるかもわかりませんが、往々にして地域性に偏るということも想定されますので、代表者会議のメンバープラス議長が必要と認めたメンバーぐらいにしておいて、とりあえず組織はそれで整理したらどうかと。そのあと必要な情報伝達というのは十分丁寧にする必要があるのではないかなと、このように私は考えますけれども。

野村委員：私も今の中森委員が言われるように、例えば災害によって来れる来れないがあろうかというふうにも思います。例えば津波なら沿岸部のほうの議員は来にくいし、山津波やったら山側のほうが来にくいしというようなことを考えると、ある程度の人数は必要だと思うんですけども、それでも核になって、中心になって代表者会議の方が2人、3人欠けても今の人数ならやれるというふうに思いますので、今の代表者会議のところを中心にしてもらえればどうかなというふうに思うんです。ですけども、あと何というか、地域がどうなるかというのが懸念するところがあるんですけども、地域別にというわけにもなかなか難しいと思うので、とりあえずは代表者の方に出てもらって、その中で来られる人でやっていくぐらいかなというふうには思うんですけども。

中嶋座長：ほか如何でしょうか。

中村委員：大惨事の最中になるべく全員が集まればよろしいですけども、なかなかそれは厳しいということで、今、平素議会の様々な大きな問題が出たときは今の代表者会議で対応しているので、基本的にはそれで押さえていくということ。それから、いつ集まるかという話がさっき少しありましたけれども、これについては前々から現実的に起きたときの状況というのは、今は机上の議論なので、やはりこれから調査し

に行くところ、あるいは行けなくても東日本の大震災の真っ最中どうであったかとか、あるいは先般からいろいろ大きい災害が出ておりますので、そういった状況のときに、現実的に、どうそれぞれ議会がいつ招集してどう動いて集めようと思っても、とても交通機関とかそういうのが遮断されておって動けなかったとか、いろんな状況があるというふうに思いますので、少し招集時期については、それを我々が聞き取って調査をして、それに基づいて固めていくのが大事な、そんなことを今思っておりますが。

中嶋座長：組織としては代表者会議をベースにしつつ、招集時期については調査を基に検討してはどうかということですね。ほか如何ですか。

田中委員：私もある程度期間をおいたほうがいいと思います。構成は代表者会議でいいと思うんですけども、そこでいろんな情報を収集するわけですから、あまり近すぎても情報があまり伝わらないというのもありますので、5日ぐらいでもいいんじゃないかなというふうに思います。

中嶋座長：招集時期の話ですね。

田中委員：はい。

中嶋座長：今議論していただいています災害組織というのは、の対象とする災害のところで決めさせていただいたように、議長が一応設置を判断するということには今なっているんですけども、自動招集しておいて、そこで切り替えという形、代表者会議から名称はわかりませんが、三重県議会災害対策本部みたいなね、そういう切り替えというふうにするかしないかはそこで議長が判断されるというふうな運用になるかと思うんですけども、自動招集はまずはあるという前提で、今おっしゃっていただいたということによろしいですか。

田中委員：はい。

中嶋座長：どうですか、だいたいご意見としては今の代表者会議をベースに、今ここに書かれているような所掌事務のことについて議論していただくと。所掌事務の議論に入る手前のところでまず議長が、この代表者会議を災害対策の、名称をちょっとまた皆さんから意見をいただけるとありがたいんですが、この会議に今から変えるということによっていくと。そういうイメージで、ベースはまずそれによろしいですか。あと、中森委員がおっしゃっていただいたように、代表者会議をベースとしつつ、議長が必要と認める者というのを入れておくということによって野村委員がご心配される部分も含めて対応もできるんじゃないかということですね。そうしますと、今代表者会議となっ

ていますが、新しい災害対策の組織だというふうに考えていただきたいんですけれども、何か名称としては。他の県議会等の例を見させていただきますと、岩手県の場合はそういう連絡本部の調整会議と言われるものです。それから宮城県は各会派代表者会議の名前のまま。山形県の場合は会派協議会、これもいわゆるうちの代表者会議と同等のものだと思われるんですが、特に新しい名前を付けていないところもありますし、岩手県のように災害用の名前を付けているところもあるというところなんですけれども。因みに大津市の場合も議会の災害対策会議という名前にしています。

中森委員：たびたびすみません。代表者会議を開いて議長が必要と認めた場合にそういうメンバーも入れることは可能ということとした場合は、同じ名前よりかは岩手県議会のような会派災害対策連絡本部というような、三重県議会も、三重県議会災害対策本部というような名称に切り替えて、メンバーが一緒かプラスになるのかはその段階で決定するというところの方がわかりやすいのではないですか。

中嶋座長：というご意見をいただきました。座長があまり言ったらいかんのですけど、私もちょっと名前変えたほうがいいのかないかという思いがしましたもので、代表者会議そのままではなくて。

中森委員：名前変えようって言ったので、今ね。

中嶋座長：そういうご意見と同じという、三重県議会災害対策会議か何か。

中森委員：そうそう。何か変えんと。立ち上がったということが大事なことやね。代表者会議開いたというのと。

中嶋座長：そのような名称へ変更する形で、代表者会議との若干違いも出していくということによろしいですか。

中村委員：名前を変えていただいて、先ほどから出ている少数会派の関係もありますので、代表者会議の議員をベースにして、先ほどおっしゃっていただいたように、少し体制を強化していく。そんな形が理想かなという感じがします。

岡野委員：そうすると、最初は代表者会議で招集しておいて、代表者会議と必要と認める人という形で招集をしておいて、その時点は代表者会議だけれども、その後、新しい名前に切り替えていくということで、新しい編成というふうな位置づけですか。

中嶋委員：ですので、今の現行マニュアルも踏まえますと、5日後の1時に自動招集されるのは代表者会議です。

岡野議員：そうですね、今はね。

中嶋座長：代表者会議が招集されるんだけれども、そこで議長が必要と判断すれば災害対策会議のほうへ衣替えをして、そのときに必要と思う方もその場に入っていただくということなので、形式的には代表者会議をまずやっているけれども、傍聴席にいらっしゃるわけです、その必要な方が。それで、じゃあ今から災害対策会議にします、よろしいですかって議長が判断したら、ちょっとこの方々に来てもらっていますという形で、議員ですけど、もちろん。そういう形の運用かなというイメージをしているんですが。それで所掌事務にされているようなことを議論していただくと。

中森委員：それでいいんじゃないですか。

岡野委員：皆さんがそのようなことやったらいいけども。

中森委員：わかりやすい、完璧。中身はこれからやでね。

岡野委員：私は組織を新しく別についていうふうなイメージで初めからいった方がいいのかなというふうに思ったりもしてたものですから、それでちょっとこだわって考えて、何人かということも含めて考えたんですけども。

中嶋座長：そういうご意見もあろうかとは思ったんですが。けっこう私自身も感じるのは中森委員が最初おっしゃられた、わかりやすさという。議員の皆さんにとってのわかりやすさというところも必要なのかなという。頭を切り替えるのがなかなか難しいかと思うので。そういう意味では今の代表者会議というマニュアルもベースにしながらという流れでいくと、今の議論させていただいた形が自然なのかなという感じを受けているんですけども。よろしいですか、皆様方。

全 員：異議なし。

中嶋座長：指揮者不在時の代行者の話なんですけど、現行の代表者会議の規定というのは何かありましたか、西塔調整監、急にですけど。

西塔調整監：指揮者不在時のということですか。

中嶋座長：今の現行の代表者会議ですね。

西塔調整監：代表者会議規定のところで、第4条に「代表者会議は議長が招集し会議を主宰する」と。「議長に事故があるとき、または議長が欠けたときは副議長がその職務を行う」と。これは会議規則と一緒にことですけれども、その規定までです。

中嶋座長：までですね。今回の提案は正副議長が来られない場合に、さらに他県のほうの参考にしながら議会運営委員長、議会運営副委員長まで規定しているんですけども、あと第5順位まで作ってはどうか

という意見なのですが。ご意見如何でしょうか。

中森委員：代表者会議には議会運営委員長は入っているというふうに理解して
いまして、よって第1、第2、第3順位まではストレートに決めてい
ただくことは可能だと思います。第4順位から改めてしないと副委員
長なり、そういうことをすると大丈夫かなというところはちょっと気
になるところですけども、予め約束で決めておけばいいのかなという
気がしますが、第3まではメンバーの中でおりますので、第4以
降ですね、ちょっと気になるところですけど。そこまで心配しなけれ
ばあかんのかなというところですよ。

中嶋座長：現行の代表者会議ですと、正副議長と議運の委員長はいますので、
その中で3人までは決められるけれども、4番目となる副委員長、そ
れがプラスアルファの方。

中森委員：代表者会議以外のメンバーの中だとちょっと荷が重いんじゃないか
なと思ってね。大丈夫かな。それだけのことです。

中嶋座長：という意見を踏まえて如何ですか。

藤根副座長：今までの流れは、私もそれでいいんじゃないかなというふうに思
います。代表者会議をベースにしながら少数会派の皆さんや、あるい
は地域的な部分も、もし踏まえらるのだったら、その時のメンバー
によるとは思いますけども、そういう形で代表者会議から議長の判断
で本部組織なり、別の委員会なりに変わっていくというのはいいかな
というふうに思いました。この指揮者不在時なんですけども、中森委
員がおっしゃったように、議長が事故あるときは副議長、副議長も事
故あるときは議運委員長というところまではそのメンバーでいいん
ですけども、議運の副委員長さんが良いとか悪いとかではなくて、メン
バーに入っていないというところは、ちょっとどうなのかなという
ところは、私は気にはなりません。そうするのか、メンバーの中で順番を
決めておくのかというような形になるのかなというふうに思います。

田中委員：私も代表者会議の中から選んだ方が効率がいいというふうに思いま
すし、4番目なんですけども、最大会派、第二会派ぐらいでいけばス
ムーズにいくんじゃないかなというふうに思います。

中嶋座長：今のご意見でいきますと、代表者会議メンバーですすでに入ってい
らっしゃる中で議運の委員長の次には第一会派の会派長ないしはその会
派の代理者で、そのお二人ともだめな場合は第二会派の代表者とその
代理者というところまで規定しておいたらどうかというご意見で承ら
せてもらってよろしいですか。現実的な対応としては、そういうとこ

ろがいいのかなというふうには思うところで。

野村委員：例えばそれが第一会派の幹事長になるのか、代表の方と決めておいてもらうのが一番はっきりしとるんかなというふうに思っていましたけども。必ず来る人が一番いいと思うんです。

中嶋座長：そうしましたら議長がだめなら副議長、副議長がだめな場合は議運の委員長、その次は第一会派の代表の方、その方がみえない場合は第二会派の代表の方ということで、指揮者不在のことを第5順位まで作っておくということでひとつの案とさせていただきます。

中森委員：その文章を書くときに、第一会派も代表の方となってくると、複数いますので、第3、第4、第5、第6までずっといくわけですね。なくなるというのは全部第一会派が全滅になった場合に第二会派に回るとのこととなってしまう誤解を招きやすいので、今決めておいた方がいいんじゃないですか。

中嶋座長：ありがとうございます。

中森委員：言っていることわかりますか。複数いるので。

野村委員：わかります。自分らも当然第一、第二という、田中委員が言われるように、大きい会派の方からという認識で。

中森委員：だからもう第一会派の代表の方でいいんじゃないですか。第二会派まで言わなくても。第4、第5、第6、第7までいきますやんか。第8になって初めて第二会派の代表になりますから。

中嶋座長：代表者会議の集まっているメンバーからいくと、ということですね。

中森委員：メンバー構成見たらね、第一会派の代表の方と決めておけば、1人目、2人目、3人目、4人目、4人目から第二会派のほうへ回ってくるので、1人、2人、3人、4番、5番、6番、7番目にしか回って来やへん代表はね。それはもう会議になりませんので、そこまで決める必要はないんじゃないかと。多数会派から、それでよろしいんじゃないですか、順位は。そうすると必ず決まりますから。

野村委員：はい。わかりました。

中嶋座長：そうしますと第一会派の代表ということで。

中森委員：それでいいんと違いますか。

中嶋座長：第一会派が誰も来られなくなった場合は第二会派ということで。

中森委員：それでよろしいやんか。ものすごい、そんな、もう会議にならへんと思う、そんな時はもう。

中嶋座長：ありがとうございます。ではそういうことで、言葉としてはそういう形での整理をさせていただきます。

中森委員：そういう表現をしておかないと。注意をしておかないと。

中嶋座長：ありがとうございます。所掌事務については特にございませんでしょうか。所掌事務はこれでよろしいですかね。

全 員：異議なし。

中嶋座長：ありがとうございました。そうしましたら についての議会の災害組織については以上にさせていただきます。次に、 の事務局の災害の組織について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 資料2 - 事務局の災害組織 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。皆様のご意見を伺いたいと思います。如何でしょうか。

中森委員：そもそもというのか、せっかく代表者会議を準拠した本部設置を先ほど決めていただいたというのか、内定していただいたわけですので、それに基づくということはですね、事務局もそれに準拠した形で、招集、確認、事務分掌を統一というのか、一緒の方が事務局もわかりやすいのではないかなというふうに思いますので、現行の代表者会議の事務分掌を準拠していただいたらどうですかと。それに基づいてこれに適したものに少し工夫していただいたらどうですかと、こういう意見です。

中嶋座長：現行のマニュアルをベースにということですね。ご意見はほか如何でしょうか。比較的うちの県議会のマニュアルが一番他県と比べてもしっかり作られていますので、あと書き加えるとすると総務班の中で、代表者会議のみならず、今、中森委員がおっしゃっていただいたように、先ほど議論した三重県議会災害対策会議ですか、その運用に対してもご担当いただくことになるのかなということで、そこを書き加えていただくぐらいのところかなという感じを受けておるんですが。基本的に、よろしいですか。

中村委員：表現が皆違うだけで、だいたい基本的にはよく似た内容がずっと挙がってて、今座長がおっしゃったように、まさにそういうことですね。三重県議会のは整理されていてと思いますけども、これを基にまた調査とかいろんな中で欠けている部分があったら足していくとか。代表者会議がらみの仕組みとして、ちょっとよく読んでいないですけど、ちゃんと整理していったらどうかと。

中嶋座長：というご意見で皆さんよろしいですか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：では、 の事務局の災害組織については以上とさせていただきます。
 の情報共有でございます。これについて事務局、説明をお願いします。

(事務局 資料2 - 情報共有 説明)

中嶋座長：若干他県と違いもあるところがあるんですけども、岩手、宮城については議員も執行部が置く災対本部に行くことができるようになっていきますし、山形県は事務局だけが行く形になっています。現行の三重県のマニュアルはさっき申し上げたレベル2以上の場合で災対本部から要請がある、ないしは事務局長が行く必要があると考えた場合は議会事務局の職員も執行部の災対本部の方へ行くという規定になっております。うちのマニュアルはそれに加えて、正副議長の役割、その他の議員の情報共有の在り方について、が記載されておりまして、の災対本部から議員への情報伝達手段、それから の議員から災対本部への情報伝達手段もこの中に含まれておるとい形になっています。ですので、事務局、 、 も併せて説明していただいでよろしいですか。

(事務局 資料2 - 災害対策本部 議員、 議員 災害対策本部 説明)

中嶋座長：ということですが、ちょっとここで議論していただきたい内容を整理しますと、まず災対本部へ派遣する場合、今申し上げたように現行マニュアルではレベル2以上で事務局の職員が執行部災対本部へ入っていただくんですが、それに議員の代表的な方が行っていただくかどうか、行くとするならば誰かということが一つ目です。二つ目は情報を伝達する手段について、現行の安否報告書なり、それから情報伝達票というもの、ベースとしてはファックスを念頭に入れたマニュアルになっているんですけども、その手段が如何なものかということ。それから地域の災対本部との関係ですね。宮城県にありますように、今は本庁に置かれる災対本部の話だけをしてきているんですけども、地方の災対本部ですね。宮城県の場合はその地方の災対本部に資料を提供することを求めることができるようになっております。県の場合もそれぞれの地域機関に災対本部が置かれますので、そこと

の関係をどうするのかというところの考え方を整理させていただきたい。それとあと、正副議長の役割なんですけど、これまで正副議長には在庁してということで書かれているんですけども、一方では正副議長もその地区選出の議員であって、ずっとその地域を開けっ放しにしておいていいのかという課題もあるうかと思うので、今の現行マニュアルのままでいくのか、ある程度もう少し余裕を持たせる形にするのか、その辺りの議論をちょっとお願いしたいんですが。まずは県の災対本部への派遣する方なんですけども、現行マニュアルのまま事務局だけに任せておくのか、議員もこれは参画したほうがいいのか、その辺りなかなか想定しづらいところだと思うんですが、ご意見いただきたいんですけども。

中森委員：議員の場合は常勤、非常勤とか、そういうようなことがあったり、職務命令であったりというところが、そういうような対応でない部類のもので、そのメンバーに入って、その組織の中で動くというのはどなたにしる、受け入れ側にしる、行くにしる、非常にいろんな問題が発生するのではないのかなというふうに思いますので、災対本部へは申し訳ないですけど、議会事務局の方にお世話かけた方が受入側も、より効率よく対応していただけるのではないかなというふうに思います。よって現行のこのマニュアルどおり、事務局の方にお世話かけるということで、処理、対応していただいたらどうですか。

中嶋座長：というご意見でございました。図上訓練のときに田中委員も私と一緒に県庁講堂で様子を見ていただいたんですけど、その経験も踏まえて何かご意見があれば。

田中委員：率直な意見として、議員があの場合へ行っても多分邪魔になると思うんです。いっぱい。やっぱり事務局に行ってもらった方がいいんじゃないですか。意見言うところもないし。

中嶋座長：まあ、オブザーバー参加という形がどういう参加の仕方なのかというところがあるんですけども、現行マニュアルである事務局の場合は災対本部の中に入るという内容になっています。あと前半部分で議論した議会の役割の中では、必要に応じて議員及び事務局職員の災対本部へのオブザーバー参加を要請するとはなっておるんですが。

田中委員：オブザーバーっていってもあの場合だと居場所がないと思うんですよ。かえって邪魔になるだけやと思うんです。もっと広ければいいですけども。

中嶋座長：私も一緒に行かせていただいて今と同じ印象を持ったのが正直なと

ころです。

中村委員：災害時に議員の役割というのはまた別にあるんじゃないかと思えます。代表としての役割というのかな、別にあるんじゃないかなというふうに思います。事務局をお願いしていくことが大事かなと思えます。

中嶋座長：そうしましたら、我々の今日の議論としては現行のままということですけども、幸いにして宮城や岩手も行きますので、そちらでは議員が災対本部へという趣旨を一度確認させてもらうということで、そのうえで最終的に決めていきたいと思えますが、本日時点では一応マニュアル通りということでさせていただきます。そうしますと、地方の災対本部、地方部ですね。災対本部の地方部と呼ばれるところですけども、そことの関係についてはどう整理させてもらいましょう。現行は何の規定もないんですけども。

中森委員：それは、地域事情はわかりませんが、私の場合は必ずとは言いませんけども、多くは伊賀地域の関係、所管する道路管理者であれ、山の担当者であれ、影響のない程度にちょっとまた情報提供を求めたり、情報提供をさせていただいたりはしていますので、それぞれの地域の実態に合って、それぞれの地域選出の議員が必要に応じて対応するということがいいんじゃないですか。

中嶋座長：そうしますと議員の役割・機能で話し合ったところのようにいきますと、一応議会の窓口を通してってということになっているんですが、地方部に対しても同様かどうかというところで。今のご意見は節度を持ってやってもらってはいいいんじゃないかなということですね、直接。

中村委員：行かなくてはならないとか、行ってはならないとか、その辺は何というのかな、固めていく必要はないんじゃないかなというふうに思いますね。自分自身も、今まで災害の状況によっては各庁舎の災対本部のところではばらくおらせてもらった時もありますし、それから、電話で対応したこともありますし、全く聞かずに、むしろ市の方が情報が非常に豊富なのでそちらへお邪魔をしたこともありますけれども、ほとんどその災対本部の体制の中には関わらずに、少し横から聞かせてもらう程度だったんですね。それはあんまり入り込むと本当に大変な状況の中で邪魔をしてしまうということも起こってしまいますので、県議会全体としては、やっぱり議長、副議長で全体を掌握してもらおう。そして我々としては自分らの、いろんな方法があると思うんですが、情報を取れる範囲内で動いていくということで、その地域の議員が動かなあかんとか、そんなのはあんまり固定すべきではない

かなという感じがしますね。

中嶋座長：ありがとうございます。今議員の役割の中に地域の情報を集めるといふことがあるんですけども、地域の情報収集の一環として各庁舎だとか市町の災対本部の方へ節度ある関与、日本語としておかしいかもしませんが、そういうので現場判断をしたらどうかということですね。

中村委員：そんな感じですね。

中嶋座長：いただいたご意見はそういうところなんです、如何ですかね。

藤根副座長：7年前のことを思い出しながらいろいろ聞いてたんですけども、東紀州、熊野、南牟婁郡の中で、あれだけ災害があると、こちらから県の職員にあそこが悪いよとかここがだめだよとかいう話はその都度その都度することはできるんですけども、情報をいただくのはやっぱり時間的なタイムラグというか、向こうの県職員がすごく頑張っただけで対応していただいて、災害箇所がどれだけあるのかとか、どういう対応をしなければならないのか、今おっしゃっていただいたとおりで、そういった状況でなかなか情報を下さいという雰囲気にはならないので、やっぱり中森委員が言われたように、ある程度時間経ってからになると思うんですけども、どういう状況やったのか、あるいはどういうふうな災害でどう対応していくのかという辺りのところは少し時間経った時点で求めていくという形が、先ほどの節度に繋がるのかなというところが感じています。

中嶋座長：ありがとうございます。全く行くなと言うのもおかしな話だし、かといって行き方についてはそれぞれ時間の経過も踏まえて節度ある関与をして下さいということで、一応ちょっとまた正副で案を作らせていただくということでよろしいですかね。すみません。あと手段のことなんです、現行のファックスを前提としたこの様式があるんですけども、このやり方についてはどうですかね。基本的には電話はだめという形になっているんですね。廣委員のほうからは前から衛星携帯の話なんかもずいぶんしていただいてはおったんですが。

中森委員：連絡可能な方法でいいんと違いますか。特定に何かしてしまうのもちょっと難しいかなという気がします。

中嶋座長：広く連絡可能な方法ということで。

中森委員：状況に応じて電話の方が早かったり、電話が通じなかったらいろんな方法が考えられますので。使者という時もありますよね。使者、誰が行ってもらうとか。安否の伝達を、ファックス、使者、メール。

中嶋座長：今の報告書とか様式はけっこうガチガチなので、もう少し緩やかなもので。今マニュアルの中に情報伝達票という様式がありまして、基本的にはファックスを送る形になっています。安否報告書も同様なんですけれども、電話が通じないときにファックス使えるのかというふうな認識もやっぱりあると思いますので。ちょっとここは預らせてもらっていいですかね。ちょっと専門的なところもあると思いますし。もう少し情報提供しやすい方策にした方がいいかな、情報を取りやすい形にした方がいいかなというふうに思っていますので、今はラインとかツイッターとかもありますので、ちょっとここを預らせていただいで検討したいと思います。

あと正副議長の役割としては、今、中村委員から、やっぱり全体の把握ということもあって、現行は在庁してということになっているんですが、これについても基本はこれでいくとして、ただ、やむを得ない但し書きを入れるか入れないかというところが議論かなと思うんですが。今のマニュアルは、正副議長は在庁することになっておるんですけれども、原則これでいいかとは思いますが、これに但し書きでやむを得ないことも一応入れておくかどうかなんですが。如何でしょうか。

中村委員：やむを得ないということは、来られない場合ということですか。

中嶋座長：はい。そうですね。

中森委員：せっかくなので代表者会議を基本に、欠けるというか、事故ある時欠ける時の第2、第3、第4まで決めたわけですが、それにこれもそれによって準拠していくというのが一般的ではないかなというふうに思うんですけども。そうでない限りは現行マニュアルの通りにやっていただいたらどうかなと思うんですけども、何かそれで問題があるようやったらと思うんですけども。

中嶋座長：ちょっと現行マニュアルと今まで議論してきたこととのそごが出てきている部分がいくつかあるかと思うので、ここはちょっと一回私どもで整理したうえで皆さんに現行はこうです、今議論してきたことはこういう課題がありますという、ちょっとまとめた中で改めて議論させてもらうということで、ちょっとこれもペンディングさせてもらいます。申し訳ないです。手段についてもマニュアルの中の話でございますので、そのマニュアルの見直し案というか、今回の我々の議論をどう反映させていくのかという中で一度それもお示ししたいと思います。最後に運用・見直しについて、事務局お願いします。

(事務局 資料2 - 運用・見直し 説明)

中嶋座長：ありがとうございます。見直しする組織ですけれども、災害対策会議となる代表者会議を想定しておるということも補足説明させてもらいます。この項について如何でしょうか。

野村委員：防災訓練って毎年やっているんですか。

西塔調整監：毎年開会日、この日に電話を使いました訓練がございますけど、それを一応訓練という形でさせていただいております。

野村委員：それなら何もほかに見直すところなくて、このままでいいのではないかなと思いましたが。

中嶋座長：この防災訓練の在り方というのはちょっとやっぱり見直した方がいいかなということは思っているところです。例えば和歌山県は本会議中に震度6強が来たという想定で、議長が実際に議会を閉会する手続きをやるようなことを今回初めてされたりとか、より実践的な防災訓練もされていらっしゃると思いますので、防災訓練自体の在り方はちょっと見直してもらわないといけないのかなとは思っているところです。実際県が図上訓練やっている時にあわせて県議会も防災訓練をしてみると、そんなこともあるのかなと思ひまして。現行の防災訓練プラスって考えてもらえるとありがたいんですが。

廣 委員：この見直しというのは、例えば他県で何か災害があった、そういった災害があった時の事例というか、状況というか、そういうものがあればそれにあわせて運用を見直すということも必要なかと思ひます。

中嶋座長：そうしますと、「災害対策にかかる法令等の改正など」の、「など」の中をもう少し明確にして、他地域での大規模災害等への対応状況というのも明確にした方がいいということですね。それは確かに北海道でああいう大きな地震があった、その時の対応も検証して、うちの議会として見直すべきところがあれば見直す、随時見直すという観点ですね。

中森委員：議事堂でいる場合の防災訓練というのは、すでに今までから私の知る限りやったことはあるんですけども、取り残された議員をどうやって救助するかとか、救助袋で降りてもらえないわけですけど、そういうのが、実際果たして各議員ができるかどうかというのもやっぱり当然自分の身を守るだけではなく、議事堂というひとつの建物の中の避難であったり救助であったりということについては、議員とし

で知っておくのは当然だろうと思います。入居者としてね。入居者というのかここにいるわけです。それとは別にこの防災マニュアル作った時に、議長が各議員に安否を確認したり、情報をきちんと伝えたり、伝えてもらったりすることは、やっぱり議会の仲間としてこれは非常にしっかりしておかないと、うっかり忘れてたり、情報を伝達しなかったら仲間に迷惑を掛けることとなりますので、この辺はやはり毎年きちんと今までどおりやるべきというのもここへ明記していく必要があるのではないかなというふうに思いますね。

中嶋座長：ありがとうございます。基本1年に1回は見直す機会は持つけれども、廣委員がご指摘いただいたように、他地域で何かあったときにはそれも踏まえて、必要に応じてということも加えていくということで、それと防災訓練の在り方も考えていくということをご意見として賜りました。検討会の意見としては以上でいいですかね。

全 員：異議なし。

中嶋座長：よろしいですか。ちょっとまだ正副座長に預かりの部分もあったんですが、ひととおり指針(素案)について議論させていただきました。また預かったところについては、意見を取りまとめて、また皆様と検討会の場で意見交換をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。全体を通して何かございますでしょうか。

津村委員：ちょっと頭がこんがらがってしまっていて、確認だけさせていただきたいんですけど、災害が発生して自動的に代表者会議メンバーがまず招集されます。それでよかったですね。それにプラス、名前は仮称になると思うんですけど、災害対策会議のいわゆる代表者会議メンバー以外の構成員も含めた新しい組織をそこで立ち上げることになるということですよ。その時には代表者会議メンバー以外の構成員を誰にするかというのはまだ決まっていなかったんですよ。まだそれは決まっていないですよ。じゃあもう自動的に代表者会議が招集される時にはその構成員も含めて、もうその日そこに登庁することになるということ。それとまた代表者会議を開いたけど、じゃあ災害対策会議を開こうと決めて後日改めて招集みたいな話になるのかはこれからですよ。

中嶋座長：イメージとしましては、代表者会議を集める時にはすでに議長がこの方も必要だということ判断していただいて、その方も来ていただいた中で、そこで災害対策会議の方へ切り替えていただく。さらにこういう方が必要でしょという意見がその中で出れば、議長の判断で次

回からの会議には来ていただく。そんなような柔軟な運用が考えられるかと思うんですが。

津村委員：わかりました。じゃあ、代表者会議以外のメンバーは固定するわけではなくて、その時その時の状況に応じて議長が招集を前もってしておくということになるわけですかね。例えば災害があって、僕が代表者会議のメンバーじゃなかった場合に、議長から明日ちょっと来てくれよという話になったら、わかりましたって言って行くことになるのか、前もって例えば会議が開かれる時には、あなたとあなたとあなたは必ず名前が挙がって招集されますよということは事前に知らされているのか、決まっているのかという辺りはまだわからない、その時に応じてですか。

中嶋座長：災害の想定がなかなか難しいという前提で考えますと、事前にあなたという指名がなかなかしづらいかなど。例えば常任委員長であったとしても、県土の常任委員長は必ずというのはなかなか難しいかなどというところもあろうかと思えますので、そこは若干議長の裁量の下でご検討いただければというふうな考え方なんです。

津村委員：じゃあ代表者会議メンバーは必ずということプラスはその時の状況に応じて招集してくださいというのがかかるということですね。

中嶋座長：はい。

津村委員：わかりました。もうひとつは、
、
の中、これは現行マニュアルが基本なので、ここの中に新しく立ち上げられる災害対策会議のことは、ここにはあまり盛り込まれていないから、先ほどそこが出てきているからってということですよ。

中嶋座長：はい。

津村委員：災害対策本部から議員に対して情報伝達をする時には、このマニュアルでは「議長の下、事務局から情報伝達」になっているけど、ちゃんとした災害対策会議が開かれたら、そこが一元化される的な流れになるということですよ。

中嶋座長：今正副議長だけに委ねられていますので、そこが災害対策会議たるものが立ち上がった場合はどうなるかというところをちょっと整理させていただきたいなと思っています。その他マニュアルの細かなところも含めて、一度ちょっとマニュアルとの照らし合わせを我々の方で整理したうえで皆さんに議論していただければと思っていますので、よろしいでしょうか。

津村議員：わかりました。

中嶋座長：すみません。全体を通じてよろしいですかね。

中村委員：最後の方の訓練の話ですけど、ちょっと気になるのは、今まで安否確認の訓練もされていますけれども、現在のやり方でなかなか完璧ではないんですけども、その完璧ですら多分100パーセントうまくいっていないんじゃないかっていう思いがあります。やっぱりもうちょっとレベルアップ、もうひとつレベルアップすればするほど、各議員の協力もすごく難しい、難しいというか大変だというふうに思いますので、議会事務局も多分それで苦労するんじゃないかというふうに思いますので、そういったこの委員会としては、そういったことは全議員に求めていく、議会事務局の手間を煩わさないように、そのうえでレベルアップをしていくことが大事かなということを感じております。どれぐらいの人がやられているのかちょっとわかりませんが。

中嶋座長：ありがとうございます。まさに議員自身の危機意識をどう高めていくかという、住民の方の危機意識の課題はよく我々も指摘するところであるんですが、議員自身の危機意識をどう高めるのかというところも、ちょっとこの検討会としても皆さんへの周知の段階で考えたいと思いますので、ありがとうございます。ほか、全体を通じていかがでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：よろしいですか。それでは最後にその他として今後の日程なんですが、前回もちょっと確認しましたけれども、明日から2日間県外調査をさせていただきます。それも踏まえまして、県外調査も踏まえ、今日の宿題もいただいたものも含めた指針(案)の整理のために、11月27日が本会議の質疑があるんですけども、その散会后、概ね11時頃ということによろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：次回、11月27日ですね。あと今の予定では12月の20日に議員勉強会がありますので、有識者の方との意見交換をさせていただきたいと思います。また、年が明けてから1月17日の開会日にも検討会をさせていただきたいと思っておりますし、2月にも2度ほど考えたいと思っております。それから3月も1回ぐらいさせていただきたいと思っておりますので、忙しい中ではありますけれども、できるだけ迅速な、効率的な議論ができるように日程調整していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは本日ご協議いただく事項は以上ですけども、ほかに何かございますでしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：ありませんか。ないようですので本日の会議は終了とさせていただきます。